

世田谷区興行場に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項の規定による興行場の営業許可の基準、法第3条第2項の規定による興行場の営業者が講ずべき措置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(営業許可等)

**第3条** 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の許可をするに当たっては、公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 法第2条の2第2項の規定による届出は、規則で定める書面を区長に提出することにより行わなければならない。

4 営業者は、第1項の申請書に記載した事項若しくは前項の書面に記載した事項に変更が生じたとき又は興行場の営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(手数料)

**第4条** 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料20,700円を納めなければならない。ただし、臨時又は仮設構造による興行場にあつては13,500円とする。

2 区長は、国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体から申請があつたとき、その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(営業許可の基準)

**第5条** 法第2条第2項に規定する設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、盛土、地盤の改良その他の衛生上必要な措置を講じた場合を除き、排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地その他の入場者の衛生に支障を来す場所又は土地でないこととする。

2 法第2条第2項に規定する構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場のうち興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、次のアからウまでの規模等の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方式の機械換気設備（以下「機械換気設備」という。）を設けること。

ア 観覧場の床面積の合計が400平方メートルを超えるもの又は観覧場が地下に存するもの 第一種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有する換気設備をいう。以下同じ。）

イ 観覧場が地上に存し、その床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの 第一種換気設備又は第二種換気設備（給気用送風機及び適当な自然排気口を有する換気設備をいう。以下同じ。）

ウ 観覧場が地上に存し、その床面積の合計が150平方メートル以下のもの 第一種換気設備、第二種換気設備又は第三種換気設備（排気用送風機及び適当な自然給気口を有する換気設備）

(2) 機械換気設備は、観覧場の床面積1平方メートルごとに毎時75立方メートル（温湿度調整装置を有する場合にあっては、毎時25立方メートル）以上の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。

(3) 照明については、次に定めるところによること。

ア 観覧場、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所並びに電気室及び機械室には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。この場合において、観覧場の照明設備にあっては、興行中の暗転等の場合においても床面において0.2ルクス以上の照度を満たす機能をも有するものであること。

イ アに規定する場所以外の場所には、床面において100ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ウ ア前段及びイの規定にかかわらず、区長が衛生上支障がないと認めた場合にあっては、規則で定める照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

エ 観覧場、廊下、階段及び出入口には、ア及びイに規定する照明設備のほか、床面において30ルクス以上の照度を満たす機能を有する補助照明設備（ア及びイに規定する照明設備とは別電源とすることを要する。）を設けること。

(4) 興行場内の防湿については、次に定めるところによること。

ア 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から45センチメートル未満である場合は、不浸透性材料による床面の被覆その他の方法による防湿上有効な措置を講じること。

イ 興行場内外の雨水、わき水、雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。

(5) 便所は、次に定めるところにより設置すること。

- ア 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。
  - イ くみ取便所ではないこと。
  - ウ 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。
  - エ 専用の換気設備を設けること。ただし、便所に外気に接する開口部を設ける場合は、この限りでない。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。
- (6) 興行場内における喫煙を禁止する場合にあっては、その旨を入場者の見やすい箇所に表示すること。
- (7) 興行場内における喫煙を禁止しない場合にあっては、次に定めるところにより喫煙所を設けること。
- ア 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。
  - イ 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。
  - ウ 専用の換気設備を設けること。
- (8) 飲食物を販売する施設は、衛生上必要な措置を講じた場合を除き、便所の付近に設置しないこと。

(措置の基準)

**第6条** 法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 観覧場、ロビー、休憩室、廊下及び階段の空気は、規則で定める衛生基準に適合させること。
- (2) 営業中は十分な換気を行うこと。
- (3) 興行中の観覧場は、常に床面において0.2ルクス以上の照度を保つように照明を行うこと。
- (4) 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。
- (5) 興行場内外は毎日清掃し、清潔にしておくこと。
- (6) 興行場内における喫煙を禁止する場合にあっては、その旨を入場者に周知すること。
- (7) 興行場内における喫煙を禁止しない場合であっても、喫煙所以外では、喫煙させないこと。
- (8) 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。
- (9) 興行場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。
- (10) 興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者を置くこ

と。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める衛生上必要な措置を講じること。

(基準の特例)

**第7条** 区長は、興行場の種類若しくは用途により、又はその設置が短期間であることにより、公衆衛生上支障がないと認めるときは、第5条第2項各号に掲げる基準並びに前条第1号から第9号まで及び第11号に掲げる基準の一部を適用しないことができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。